

条例第 36 号

宇和島市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 30 日

宇和島市長

関原文彰

宇和島市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

宇和島市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（給与の減額） 第19条 （略） 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の<u>一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）</u>を勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他市長が指定する者で負傷、疾病、又は老齢により市長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	（給与の減額） 第19条 （略） 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の<u>全部又は一部</u>を勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他市長が指定する者で負傷、疾病、又は老齢により市長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。